

○国土交通省告示第千九百九十三号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づき、並びに旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十一条の二及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第十二条の二の規定を実施するため、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針等の一部を改正する告示

第一条 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する。改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。

）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第二章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者にあっては、四輪以上の軽自動車を使用して貨物を運送する事業者に限る。以下この章において同じ。）は、安全規則第10条第2項の規定に基づき、第一章の一般的な指導及び監督に加え、1に掲げる目的を達成するため、2の各号に掲げる事業用自動車の運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し、安全規則第9条の5第1項又は第9条の6第1項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者等台帳若しくは貨物軽自動車運転者等台帳（以下「運転者等台帳等という。）に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者等台帳等に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を運転者等台帳等に添付するものとする。また、4の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき運転者等台帳等に添付するものとする。さらに、5に掲げる事項により、運転者等台帳等に新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。

1 目的

貨物自動車運送事業者は、交通事故を引き起こした事業用自動車の運転者についてその再発防止を図り、また、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に習得していない新たに雇い入れた運転者及び加齢に伴い身体機能が変化しつづつある高齢者である運転者について交通事故の未然防止を図るためには、これら特定の運転者に対し、よりきめ細かな指導を実施する必要がある。そこで、特定の運転者に対して行う特別な指導は、個々の運転者の状況に
 応じ、適切な時期に十分な時間を確保して事業用自動車の運行の安全を確

第二章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第10条第2項の規定に基づき、第一章の一般的な指導及び監督に加え、1に掲げる目的を達成するため、2の各号に掲げる事業用自動車の運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し、安全規則第9条の5第1項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を運転者台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を運転者台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を運転者台帳に添付するものとする。また、4の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき運転者台帳に添付するものとする。さらに、5に掲げる事項により、運転者等台帳に新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。

1 目的

一般貨物自動車運送事業者等は、交通事故を引き起こした事業用自動車の運転者についてその再発防止を図り、また、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に習得していない新たに雇い入れた運転者及び加齢に伴い身体機能が変化しつづつある高齢者である運転者について交通事故の未然防止を図るためには、これら特定の運転者に対し、よりきめ細かな指導を実施する必要がある。そこで、特定の運転者に対して行う特別な指導は、個々の運転者の状況に
 応じ、適切な時期に十分な時間を確保して事業用自動車の運行の安

保するために必要な事項を確認させることを目的とする。

2 指導の内容及び時間
(1) (略)

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時間
① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全を確保するため貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる。	①から⑤までについて 一般貨物自動車運送事業者等にあつては合計6時間以上、貨物軽自動車運送事業者等にあつては合計5時間以上実施すること
② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策 交通事故の事例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。	
③ 交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながるようにするための対処方法を指導する。	
④ 交通事故を防止するために留意すべき事項 貨物自動車運送事業者の態様及び運転者の乗務の状況等にに応じて事業用自動車の運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	⑥については、可能な限り実施するものとする。
⑤ 危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路及び交通の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法を運転者が自ら考えるよう指導する。	

全を確保するために必要な事項を確認させることを目的とする。

2 指導の内容及び時間
(1) (略)

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時間
① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全を確保するため貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる。	①から⑤までについて 合計6時間以上実施すること。
② 交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策 交通事故の事例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。	
③ 交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因並びにこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながるようにするための対処方法を指導する。	
④ 交通事故を防止するために留意すべき事項 貨物自動車運送事業者の態様及び運転者の乗務の状況等にに応じて事業用自動車の運行の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	⑥については、可能な限り実施すること。
⑤ 危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路及び交通の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法を運転者が自ら考えるよう指導する。	

<p>⑥ 安全運転の実技</p> <p>実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。</p>	
---	--

備考
貨物軽自動車運送事業者の運転者である事故惹起運転者が交通事故を引き起こした後に貨物軽自動車安全管理者講習を受講した場合、貨物軽自動車運送事業者が当該事故惹起運転者に対する特別な指導を実施したものとみなすことができる。

(2) 安全規則第3条第1項に基づき一般貨物自動車運送事業者等の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該一般貨物自動車運送事業者等において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。）（以下「初任運転者」という。）

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時間
<p>① 貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等 第一章2に掲げる内容について指導する。この場合において、同章2(2)のうち日常点検に関する事項、同章2(3)のうち事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項並びに同章2(4)のうち貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項については、実際に車両を用いて指導する。</p>	(略)

(3) 所属する貨物軽自動車運送事業者の運転者として初めて事業用自動車に乗務する者（当該貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等

<p>⑥ 安全運転の実技</p> <p>実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。</p>	
---	--

(2) 安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。以下「初任運転者」という。）

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内 容	時間
<p>① 貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等 第一章2に掲げる内容について指導する。この場合において、同章2(2)のうち日常点検に関する事項、同章2(3)のうち事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項並びに同章2(4)のうち貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項については、実際に車両を用いて指導する。</p>	(略)

(新設)

によって運転者として常時選任されたことがある者又は他の貨物軽自動車運送事業者によって運転者として乗務したことがある者を除く。以下「貨物軽自動車初任運転者」という。）

貨物軽自動車初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内容	時間
① 貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等 第一章2に掲げる内容について指導する。	①について5時間以上実施すること。
② 安全運転の実技 実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。	②については、可能な限り実施するものとする。

備考

貨物軽自動車初任運転者が事業用自動車に乗務する前3年以内に貨物軽自動車安全管理者講習を受講した場合、貨物軽自動車運送事業者が当該貨物軽自動車初任運転者に対する特別な指導を実施したものとみなすことができる。

④ 高齢者である運転者（以下「高齢運転者」という。）

4の④の適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

3 特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項

(1) 指導の実施時期

- ① (略)
- ② 初任運転者
当該一般貨物自動車運送事業者等において初めて事業用自動車

③ 高齢者である運転者（以下「高齢運転者」という。）

4の③の適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

3 特別な指導の実施に当たって配慮すべき事項

(1) 指導の実施時期

- ① (略)
- ② 初任運転者
当該貨物自動車運送事業者等において初めて事業用自動車に乗務

に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に実施する。

③ 貨物軽自動車初任運転者

当該貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に実施する。

④ (略)

(2) きめ細かな指導の実施

事故惹起運転者が交通事故を引き起こした運転行動上の要因を自ら考え、初任運転者及び貨物軽自動車初任運転者（以下「初任運転者等」という。）が事業用自動車の安全な運転に関する自らの技能及び知識の程度を把握し、高齢運転者が加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより、これらの運転者が事業用自動車の運行の安全を確保するための知識の充実に技能及び運転行動の改善を図ることができるよう、4の適性診断の結果判明した当該運転者の運転行動の特性も踏まえ、当該運転者と話し合いをしつつきめ細かな指導を実施することが必要である。また、この場合において、当該運転者が気づかない技能、知識又は運転行動に関する問題点があれば、運転者としてのプライドを傷つけないように配慮しつつこれを指摘することが必要である。さらに、指導の終了時に、運転者により安全な運転についての心構え等についてのレポートを作成させるなどして、指導の効果を確認することが望ましい。

(3) (略)

4 適性診断の受診

(1) (略)

(2) 一般貨物自動車運送事業者等の運転者として常時選任するため新たに雇い入れた者であつて当該一般貨物自動車運送事業者等において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断（初任運転者等のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）

する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に実施する。

(新設)

③ (略)

(2) きめ細かな指導の実施

事故惹起運転者が交通事故を引き起こした運転行動上の要因を自ら考え、初任運転者が事業用自動車の安全な運転に関する自らの技能及び知識の程度を把握し、高齢運転者が加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより、これらの運転者が事業用自動車の運行の安全を確保するための知識の充実に技能及び運転行動の改善を図ることができるよう、4の適性診断の結果判明した当該運転者の運転行動の特性も踏まえ、当該運転者と話し合いをしつつきめ細かな指導を実施することが必要である。また、この場合において、当該運転者が気づかない技能、知識又は運転行動に関する問題点があれば、運転者としてのプライドを傷つけないように配慮しつつこれを指摘することが必要である。さらに、指導の終了時に、運転者により安全な運転についての心構え等についてのレポートを作成させるなどして、指導の効果を確認することが望ましい。

(3) (略)

4 適性診断の受診

(1) (略)

(2) 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であつて当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診したことがない者

以下同じ。)を受診したことがない者

当該一般貨物自動車運送事業者等において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診させる。

(3) 所属する貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことがない者

当該貨物軽自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診させる。

(4) 高齢運転者

適齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)を65才に達した日以後1年以内(65才以上の者を新たに一般貨物自動車運送事業者等の運転者として選任した場合又は貨物軽自動車運送事業者の運転者として初めて事業用自動車に乗務させる場合には、当該選任の日又は当該乗務の日から1年以内)に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。

5 新たに雇い入れた者の事故歴の把握

(1) 貨物自動車運送事業者は、運転者を新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

(2)・(3) (略)

当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診させる。

(新設)

(3) 高齢運転者

適齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)を65才に達した日以後1年以内(65才以上の者を新たに運転者として選任した場合には、選任の日から1年以内)に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。

5 新たに雇い入れた者の事故歴の把握

(1) 一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第3条第1項に基づき運転者を常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

(2)・(3) (略)

第二条 旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領（平成二十四年国土交通省告示第四百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後	
別表第二(第六条関係)			
適齢診断	初任診断 (略)	適性診断の種類	
		実施者	指導及び助言
		方法	内容
		(略)	
別表第二(第六条関係)			
適齢診断	初任診断 (略)	適性診断の種類	
		実施者	指導及び助言
		方法	内容
		(略)	

適齢診断

初任診断
(略)

適性診断の種類

実施者

指導及び助言

方法

内容

(略)

個別面談方式又は二十人以下の集団カウンセリング方式(カウンセラーの指示に従い、個々の診断の評価及び目標を發表し、他の受診者と意見を交換することにより、問題の解決を図る方式をいう。以下同じ。)

(略)

改正後

適齢診断

初任診断
(略)

適性診断の種類

実施者

指導及び助言

方法

内容

(略)

個別面談方式又は十二人以下の集団カウンセリング方式(カウンセラーの指示に従い、個々の診断の評価及び目標を發表し、他の受診者と意見を交換することにより、問題の解決を図る方式をいい、同一業態(乗合、貸切、ハイヤー・タクシ-の別をいう。)の旅客自動車運送事業者の運転者が受診する場合に限る。以下同じ。)

(略)

改正前

第三条 貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領（平成二十四年国土交通省告示第四百五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(遵守事項)
 第九条 適性診断の実施者は、次に掲げる事項を遵守して適性診断を実施しなければならない。
 一〜四 (略)
 五 適性診断の受診者が所属する貨物自動車運送事業者に適性診断の結果を提供するとともに、当該貨物自動車運送事業者からの求めに応じて、当該貨物自動車運送事業者が当該受診者に対し効果的かつ適切に指導及び監督を行うために当該結果を活用する方法を教示するものであること。

別表第二(第六条関係)

適性診断の種類 (略)	指導及び助言	
	実施者	方 法
	内 容	
初任診断 (略)	個別面談方式又は二十人以下の集団カウンセリング方式(カウンセラーの指示に従い、個々の診断の評価及び目標を発表し、他の受診者と意見を交換することにより、問題の解決を図る方式をいう。以下	
適齢診断	(略)	

改正前

(遵守事項)
 第九条 適性診断の実施者は、次に掲げる事項を遵守して適性診断を実施しなければならない。
 一〜四 (略)
 五 適性診断の受診者が所属する一般貨物自動車運送事業者等に適性診断の結果を提供するとともに、当該一般貨物自動車運送事業者等からの求めに応じて、当該一般貨物自動車運送事業者等が当該受診者に対し効果的かつ適切に指導及び監督を行うために当該結果を活用する方法を教示するものであること。

別表第二(第六条関係)

適性診断の種類 (略)	指導及び助言	
	実施者	方 法
	内 容	
初任診断 (略)	個別面談方式又は十二人以下の集団カウンセリング方式(カウンセラーの指示に従い、個々の診断の評価及び目標を発表し、他の受診者と意見を交換することにより、問題の解決を図る方式をいう。以下	
適齢診断	(略)	

			同し。	
			同し。	

附 則

この告示は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。